

五十鈴川水系河川整備計画

平成 29 年 3 月

宮 崎 県

五十鈴川水系河川整備計画

目 次

1. 五十鈴川の概要	1
1.1 流域及び河川の概要	1
1.2 治水の沿革	16
1.3 利水の沿革	18
2. 五十鈴川の現状と課題	20
2.1 治水の現状と課題	20
2.2 利水、利用及び河川環境の現状と課題	21
3. 河川整備計画の対象区間及び対象期間	23
3.1 河川整備計画の対象区間	23
3.2 河川整備計画の対象期間	24
4. 河川整備の目標に関する事項	24
4.1 河川整備計画における基本理念	24
4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	25
4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	26
4.4 河川環境の整備と保全に関する事項	26
5. 河川整備の実施に関する事項	27
5.1 河川整備の実施に関する考え方	27
5.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の概要	28
5.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	32
6. 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項	34
6.1 河川情報の提供に関する事項	34
6.2 地域や関係機関との連携等に関する事項	34

(2) 気候

流域の気候は、南海型気候区に属し温暖多雨な気候帯にあります。気象庁の記録によると日向観測所では、2004年～2013年の10年間の年間平均気温は約16.7℃、年間降水量は約2,700mmを記録し、降雨の大部分は台風期及び梅雨期に集中しています。

(3) 地形・地質

五十鈴川の上流域は標高500～1,000mの山地で構成され、中流域から河口まで谷あいとなる沿川に狭小な平地部が形成されています。

地質は、主に上流域は四万十累層群白亜系泥岩優勢層の泥岩及び四万十累層群古第三系の乱雑層、中流域は四万十累層群古第三系の砂岩及び泥岩となっています。下流域は四万十累層群古第三系の乱雑層及び完新世の礫・砂・シルト・粘土で覆われています。

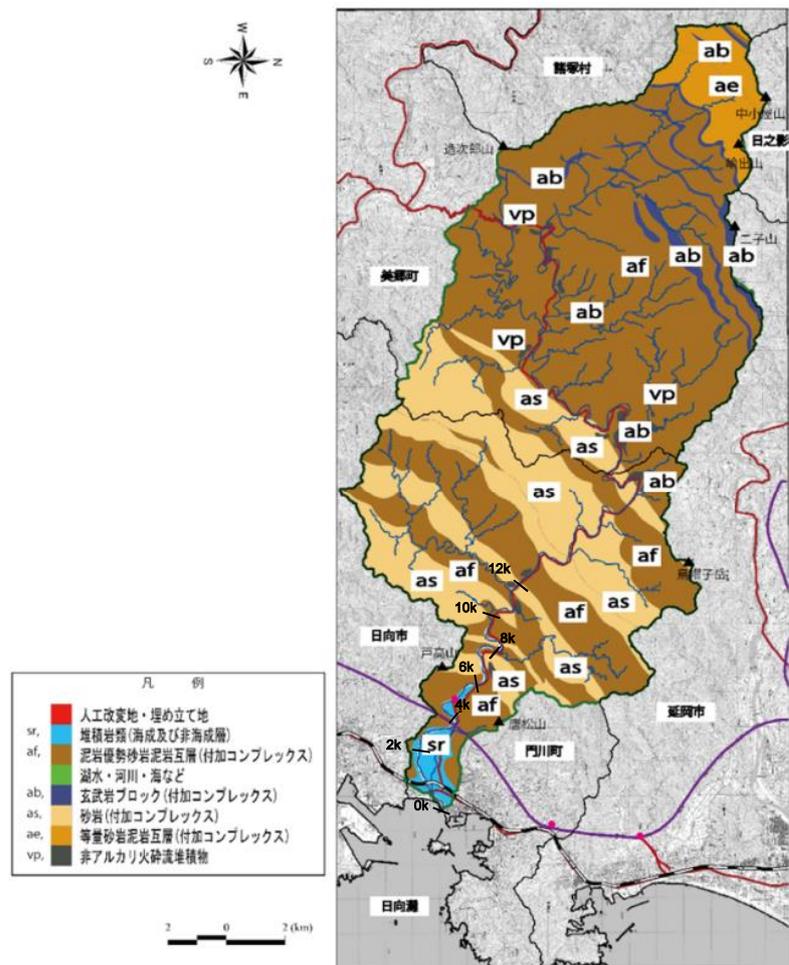


図 1-2 流域の地質図

※産総研地質調査総合センター 20 万分の 1 日本シームレス地質図 (<https://gbank.gsj.jp/seamless/>)

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 - 改変禁止

(4) 人口・産業・土地利用

五十鈴川の流域内人口は、平成 22 年の統計で約 9,400 人です。流域が属する門川町・美郷町は、延岡市・日向市の商業圏に隣接し東九州自動車の開通により経済、産業、物流の拡大が期待され、子供から若者、高齢者に至るまで健康で安らぎと豊かさを実感できる、福祉・健康・環境の整った「町民一人ひとりが主役の町づくり」（門川町）、農林業と商工業を連携させ「伸びゆく」町づくり、高齢者や障がい者に「やさしい」町づくり、生涯教育を育む「学びゆく」町づくり（美郷町）が進められています。

五十鈴川の流域は、上流の美郷町北郷地区から中流の門川町川内地区については周辺を山に囲まれた自然豊かな地域です。下流の左岸側には水田、耕作地が広がっています。河口付近に南町、上町、南ヶ丘の市街地があり門川町の中心地から南側に位置しています。五十鈴川と平行するように国道 388 号が美郷町の中心地と門川町を結び、農林産物などの物流や観光、として重要となっています。また、門川町は、延岡市・日向市のベッドタウンとして発展しています。

(5) 歴史・文化

流域は、山間部から海岸平野に接続する地域で、史跡や文化財も数多く存在しています。延岡藩時代から崇敬された宇納間全長寺や宇納間地蔵尊、県指定天然記念物「市木のナギ」（写真①）や「ウスギモクセイ」（写真②）、門川町指定文化財「小松石塔群」（写真③）、門川町指定史跡「門川城跡」（写真④）、門川町指定有形文化財「勝蓮寺天井画」（写真⑤）などがあります。

また、美郷町北郷地区の景勝地である「舟方轟」（写真⑥）は、一億年前の地層が急流によって侵食されて出来た所で、奇岩群で見る者を圧倒する景観です。

河口部の「尾末神社」は、いかなる洪水の時も水没しない島といわれ、浮島天神（菅原道真）が祀られています。この島は古来、住吉三神（漁業の保護神）が鎮座していた所と伝えられており、そこに天満天神の社殿が祭祀されて、さらに江戸期に綿津見神（海神）、カグツチ神（火の神）などが合祀されています。尾末神社の例祭は、太鼓台（ダンジリ）祭り（写真⑦）で有名です。



市木のナギ（写真①）
（平成 27 年 9 月 18 日撮影）



ウスギモクセイ（写真②）
※みやざきデジタルミュージアム

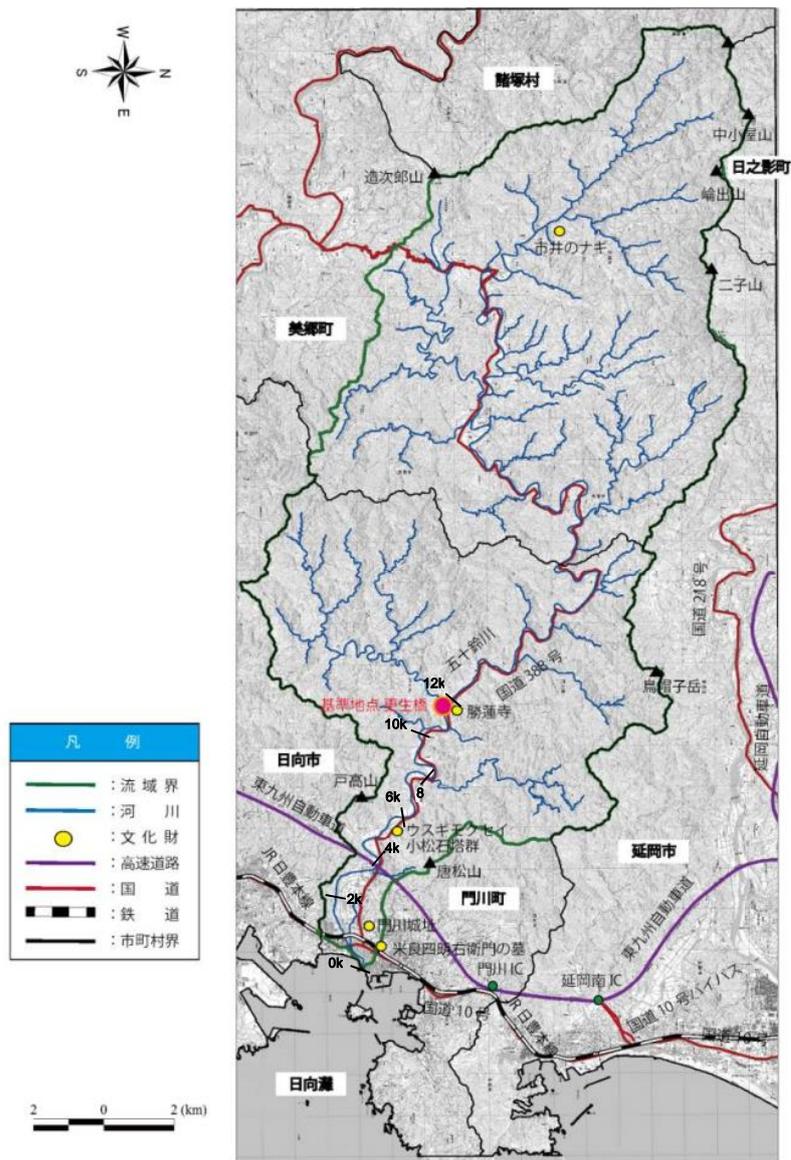


図 1-3 五十鈴川流域の文化財など



こまつせきとうぐん
小松石塔群 (写真③)
※門川町勢要覧



かどかわじょうあと
門川城跡 (写真④)
※門川町勢要覧



しょうれんじてんじょうが
勝蓮寺天井画（写真⑤）

※門川町勢要覧



ふなかたとどろ
舟方轟（写真⑥）

（平成 27 年 9 月 18 日撮影）



ダンジリ祭り（写真⑦）

※門川町ホームページ

(6) 自然環境

五十鈴川は奥日向山地の九左衛門峠（標高 1,100m）を源流とし、美郷町北郷から門川町に入り、東向きに蛇行を繰り返しつつもほぼ西北西から東南東に流下した後、日向灘へ流れ込んでいます。

源流から小八重川合流点の 43.0 km 付近までの上流域は、河川勾配が 1/170～1/30 で、周辺の地形は山間地で、急峻な V 字谷となっており、両岸は急傾斜地となっています。斜面ではツブラジイ群落や植栽されたスギ・ヒノキ・クヌギなどの人工林、露岩の多い急傾斜地ではアラカシ群落、斜面下部の露岩地ではヒュウガギボウシーイワタバコ群落が確認されています。また、河道沿いや山付き箇所の内では、ツクシチャルメルソウ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧、宮崎県レッドリスト：準絶滅危惧）、ムギラン（環境省レッドリスト：準絶滅危惧、宮崎県レッドリスト：絶滅危惧 II 類）等の希少な植物が確認されています。溪流環境には、タカハヤ、サクラマス（ヤマメ）（環境省レッドリスト：準絶滅危惧）等の魚類や、カワネズミ（環境省：絶滅の恐れのある地域個体群、宮崎県：絶滅危惧 II 類）、水辺で昆虫類を捕食するカワガラス、沢沿いの林に飛来するアカショウビン（宮崎県レッドリスト：準絶滅危惧）やオオルリ（宮崎県レッドリスト：準絶滅危惧）等の鳥類が確認されています。

小八重川合流点の 43.0 km 付近から小園井堰までの中流域は、河川勾配が 1/750～1/170 で、地形は谷底平野や山間地となり、谷底平野では水田が広がります。河岸にはシイ・カシ二次林やスギ・ヒノキ・クヌギなどの人工林が連続し、蛇行した河道には交互に砂州が形成され、砂州ではカワラハンノキ（宮崎県レッドリスト：絶滅危惧 I B 類、写真⑫）が確認されています。瀬・淵や堰による湛水域がみられる水域には、回遊魚のアユ、ボウズハゼ、ルリヨシノボリ（宮崎県レッドリスト：準絶滅危惧、写真⑭）、純淡水魚のオイカワやヤマトシマドジョウ（環境省レッドリスト：絶滅危惧 II 類、宮崎県レッドリスト：絶滅危惧 II 類）、等の魚類や、コオニヤンマやヒゲナガカワトビケラ、オナガサナエ（宮崎県レッドリスト：準絶滅危惧）等の昆虫類、貝類のカワニナ、回遊性甲殻類のモクズガニやヒラテテナガエビ（宮崎県レッドリスト：準絶滅危惧）が確認されています。また、瀬の岩場に生息する両生類のアカハライモリ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧）、トノサマガエル（環境省レッドリスト：準絶滅危惧、宮崎県レッドリスト：準絶滅危惧）等が河川敷のたまりで確認されています。河川周辺では、イネ科高茎草本に営巣するカヤネズミ（宮崎県：準絶滅危惧）や魚類を捕食するヤマセミやカワセミ等の鳥類が生息しています。このように、中流域の河岸では比高の高い場所に

カワラハンノキなど低木、水際にはツルヨシ群落や礫河原が形成され、アカハライモリなどが生息する窪地が点在する河川の中流域を代表する良好な河岸のエコトーンが形成されています。一方で、特定外来生物に指定されている鳥類のソウシチョウが周辺樹林で確認されています。

下流域（河口域）は河川勾配が 1/850 程度、川幅が 150m 程度で比較的平坦な河床です。河口部には干潟から護岸沿いにナガミノオニシバ群落等の塩沼植物、クロマツ植林や砂丘には砂丘植物のハマゴウ群落など、良好な河口域のエコトーンが形成されている一方で、特定外来生物のオオキンケイギクの生育が確認されています。水域では、回遊魚のニホンウナギ（環境省レッドリスト：絶滅危惧 IB 類,宮崎県レッドリスト：絶滅危惧 IB 類）、カワアナゴ（宮崎県レッドリスト：準絶滅危惧）、スミウキゴリ（宮崎県レッドリスト：準絶滅危惧）がみられる他、汽水域に生息するスズキやボラ、干潟に生息するクボハゼ（環境省レッドリスト：絶滅危惧 IB 類,宮崎県レッドリスト：絶滅危惧 II 類、**写真⑬**）、アシシロハゼ（宮崎県レッドリスト：準絶滅危惧）等の多くの魚類が確認されています。なお、回遊魚は小園井堰より上流で確認が少なくなる傾向にあります。これは、小園井堰に設置されている魚道が十分に機能していないことによるものと考えられます。また、干潟に生息するカワグチツボ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧,宮崎県レッドリスト：準絶滅危惧）やハザクラ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧,宮崎県レッドリスト：絶滅危惧 II 類）等の貝類、礫質の感潮域に生息するカワスナガニ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧,宮崎県レッドリスト：絶滅危惧 II 類）やタイワンヒライソモドキ（宮崎県レッドリスト：絶滅危惧 II 類、**写真⑪**）、陸域に生息する甲殻類のアカテガニ（宮崎県レッドリスト：準絶滅危惧）が生息しています。下流域の広い水面はヒドリガモなどカモ類の集団越冬地やミサゴ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧）の餌場として利用されています。また、干潟はハマシギ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧、**写真⑩**）やアオサギなどの餌場として利用されています。

五十鈴川では、源流部の溪流、中・上流域での連続したアユやルリヨシノボリ（**写真⑭**）等魚類の生息場（ハビタット）となる瀬・淵や、下流域でのカモ類の越冬地として利用される広い水面域や希少な魚介類のハビタットとなる干潟など、河川の流程に応じた多様なハビタットが形成されています。また、河岸には、中流域では比高に応じたカワラハンノキ等の低木、ツルヨシ群落、たまり、礫河原などが分布し、河口域では塩沼植物、干潟、クロマツ植林、砂丘植物などが分布するエコトーンが形成されています。これらを

生息基盤とする相対的に豊かな生物相を育んでいます。一方で、特定外来生物の侵入や、既存の魚道が十分に機能していないことが懸念されます。

出典 環境省レッドリスト：環境省レッドリスト 2015
宮崎県レッドリスト：宮崎県版レッドリスト（2015年度改訂版）



五十鈴川下流域（河口）の現状：(0k250)（写真⑧）
（平成 27 年 9 月 18 日撮影）



五十鈴川中流域の現状：(27k 付近：轟橋)（写真⑨）
（平成 27 年 9 月 18 日撮影）

※白矢印は下流方向を示す

表 1-1 五十鈴川流域で確認された希少種

分類	目名	科名	種名	指定内容	備考	
魚類	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	環境省:絶滅危惧IB類、宮崎県:絶滅危惧IB類	現地確認	
		ドジョウ科	ヤマトシマドジョウ	環境省:絶滅危惧II類、宮崎県:絶滅危惧II類	現地確認	
	サケ目	サケ科	サクラマス(ヤマメ)	環境省:準絶滅危惧	現地確認	
	スズキ目	ハゼ科	カワアナゴ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
			ヒモハゼ	環境省:準絶滅危惧、宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
			スミウキゴリ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
			クボハゼ	環境省:絶滅危惧IB類、宮崎県:絶滅危惧II類	現地確認	
			アシシロハゼ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
		ルリヨシノボリ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認		
底生動物	盤足目	フトヘナタリ科	フトヘナタリ	環境省:準絶滅危惧、宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
		カワグチツボ科	カワグチツボ	環境省:準絶滅危惧、宮崎県:準絶滅危惧、ベントス:準絶滅危惧	現地確認	
	イリエツボ		環境省:絶滅危惧I類、ベントス:絶滅危惧IB類	現地確認		
	マルスダレガイ目	ガンツキ科	ガタツキ(コハギガイ)	環境省:情報不足、ベントス:情報不足	現地確認	
		シオサザナミ科	ハザクラ	環境省:準絶滅危惧、宮崎県:絶滅危惧II類、ベントス:準絶滅危惧	現地確認	
	ウミタケガイモドキ目	オキナガイ科	ソトオリガイ	宮崎県:絶滅危惧II類	現地確認	
	エビ目	テナガエビ科	ヒラテテナガエビ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
		サワガニ科	サワガニ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
		ムツハリアケガニ科	カワスナガニ		環境省:準絶滅危惧、宮崎県:絶滅危惧II類、ベントス:準絶滅危惧	現地確認
		コメツキガニ科	チゴガニ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
			コメツキガニ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
		オサガニ科	チゴイワガニ	宮崎県:絶滅危惧II類、ベントス:準絶滅危惧	現地確認	
			ヒメヤマトオサガニ	宮崎県:準絶滅危惧、ベントス:準絶滅危惧	現地確認	
		スナガニ科	ハクセンシオマネキ		環境省:絶滅危惧II類、宮崎県:準絶滅危惧、ベントス:準絶滅危惧	現地確認
		ベンケイガニ科	ハマガニ		宮崎県:準絶滅危惧、ベントス:準絶滅危惧	現地確認
					宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
					宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
					宮崎県:絶滅危惧IA類、ベントス:準絶滅危惧	現地確認
				宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
				宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
				宮崎県:絶滅危惧II類、ベントス:絶滅危惧II類	現地確認	
				宮崎県:絶滅危惧II類、ベントス:準絶滅危惧	現地確認	
	モクズガニ科	トリウミアカイソモドキ	宮崎県:絶滅危惧II類、ベントス:準絶滅危惧	現地確認		
		トゲアシヒライソガニモドキ	宮崎県:絶滅危惧II類、ベントス:準絶滅危惧	現地確認		
		タイワンヒライソモドキ	宮崎県:絶滅危惧II類、ベントス:準絶滅危惧	現地確認		
	トンボ目	ムカシトンボ科	ムカシトンボ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
		サナエトンボ科	クロサナエ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
			オナガサナエ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
		エゾトンボ科	キイロヤマトンボ	環境省:準絶滅危惧、宮崎県:絶滅危惧II類	現地確認	
	カメムシ目	ナベブタムシ科	ナベブタムシ	宮崎県:準絶滅危惧	文献・現地確認	
トビケラ目	アシエダトビケラ科	クチキトビケラ(クロアシエダトビケラ)	環境省:準絶滅危惧	現地確認		
哺乳類	ネズミ目	トガリネズミ科	カワネズミ	環境省:絶滅のおそれのある地域個体群、宮崎県:絶滅危惧II類	現地確認	
		ネズミ科	カヤネズミ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
	ネコ目	イタチ科	イタチ	宮崎県:情報不足	現地確認	
両生類	有尾目	イモリ科	アカハライモリ	環境省:準絶滅危惧	現地確認	
	無尾目	アカガエル科	トノサマガエル	環境省:準絶滅危惧、宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
鳥類	コウノトリ目	サギ科	チュウサギ	環境省:準絶滅危惧	現地確認	
	カモ目	カモ科	オシドリ	環境省:情報不足、宮崎県:情報不足	現地確認	
			ミサゴ	環境省:準絶滅危惧	現地確認	
	タカ目	タカ科	ハイタカ	環境省:準絶滅危惧、宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
			サシバ	環境省:絶滅危惧II類、宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
			クマタカ	国内希少野生動物種、環境省:絶滅危惧IB類、宮崎県:絶滅危惧II類	現地確認	
			ハヤブサ科	ハヤブサ	国内希少野生動物種、環境省:絶滅危惧II類、宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
	キジ目	キジ科	アカヤマドリ	環境省:準絶滅危惧、宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
	チドリ目	チドリ科	イカルチドリ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
		シギ科	ハマシギ	環境省:準絶滅危惧	現地確認	
	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
	スズメ目	ツバメ科	コシアカツバメ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	
			ヒタキ科	キビタキ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
				オオルリ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認	

分類	目名	科名	種名	指定内容	備考
植物	シダ綱	コケシノブ科	キヨスミコケシノブ	宮崎県：準絶滅危惧	
	双子葉植物綱	カバノキ科	カワラハンノキ	宮崎県：絶滅危惧 IB 類	現地確認
		ウマノスズクサ科	カンアオイ属	※	現地確認
	単子葉植物綱	ユキノシダ科	ツクシチャルメルソウ	環境省：準絶滅危惧、宮崎県：準絶滅危惧	現地確認
		バラ科	ヤマイバラ	宮崎県：準絶滅危惧	現地確認
		セリ科	ウバタケニンジン	環境省：絶滅危惧 IB 類、宮崎県：絶滅危惧 IA 類	現地確認
		イチヤクソウ科	ギンリョウソウモドキ	宮崎県：準絶滅危惧	現地確認
		ツツジ科	ナンゴクミツバツツジ	環境省：絶滅危惧 II 類、宮崎県：準絶滅危惧	現地確認
		ユリ科	ヤマホトトギス	宮崎県：準絶滅危惧	現地確認
		ラン科	シラン	環境省：準絶滅危惧、宮崎県：準絶滅危惧	現地確認
ムギラン	環境省：準絶滅危惧、宮崎県：絶滅危惧 II 類		現地確認		
ナツエビネ	環境省：絶滅危惧 II 類、宮崎県：準絶滅危惧		現地確認		
		キンラン属	※	現地確認	

注 1) 分類の配列、種名等は基本的に「河川水辺の国勢調査のための生物リスト(平成 27 年度版)」(水情報国土データ管理センター、2015 年公表)に準じた。

注 2) 備考欄の「現地確認」は平成 26 年度及び平成 27 年度の環境調査で確認されたもの。「文献」は既存文献にのみ記載されていたもの。

注 3) 文献に記載されていた動植物のうちその生息・生育・繁殖場が河川と係りの薄い種は記載していない。

注 4) 底生動物の確認種の中には昆虫類も含まれる。

■重要種選定基準及びカテゴリー区分

・種の保存法(「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(1993 年)に基づく国内希少野生動植物種)

国内希少野生動植物種 国際希少野生動植物種

・環境省レッドリスト 2015(2015 年、環境省)の掲載種

絶滅、野生絶滅、絶滅危惧 I 類、絶滅危惧 IA 類、絶滅危惧 IB 類、絶滅危惧 II 類、準絶滅危惧、情報不足

絶滅のおそれのある地域個体群

宮崎県版レッドリスト(2015 年度改訂版)(2016 年、宮崎県)の掲載種

絶滅、野生絶滅、絶滅危惧 I A 類、絶滅危惧 I B 類、絶滅危惧 II 類、準絶滅危惧、情報不足、地域個体群、

その他保護上重要な種

・宮崎県野生動植物保護条例(「宮崎県野生動植物の保護に関する条例第 11 条」(2006 年 3 月、宮崎県)の指定希少野生動植物)

・干潟の絶滅危惧動物図鑑—海岸ベントスのレッドデータブック(2012 年 7 月)

EX: 絶滅, OR: 絶滅危惧 IA 類, EN: 絶滅危惧 IB 類, VU: 絶滅危惧 II 類, NT: 準絶滅危惧, DD: 情報不足, LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

※現地調査ではカンアオイ属及びキンラン属の花部を確認することができなかった。

宮崎県北部～中部に分布するカンアオイ属及びキンラン属の重要種の選定基準およびカテゴリーを以下に記載する。

属名	種名	指定内容
カンアオイ属	キンチャクアオイ	環境省：絶滅危惧 II 類、宮崎県：準絶滅危惧
	サンヨウアオイ	宮崎県：絶滅危惧 II 類
	オナガカンアオイ	環境省：絶滅危惧 IA 類、宮崎県：絶滅危惧 IA 類
	マルミカンアオイ	環境省：絶滅危惧 IA 類、宮崎県：準絶滅危惧
キンラン属	キンラン	環境省：絶滅危惧 II 類、宮崎県：準絶滅危惧
	ギンラン	環境省：絶滅危惧 II 類、宮崎県：絶滅危惧 II 類



ハマシギ (写真⑩)
(環境省：準絶滅危惧)



タイワンヒライソモドキ (写真⑪)
(宮崎県：絶滅危惧 II 類)



カワラハンノキ (写真⑫)
(宮崎県：絶滅危惧 IB 類)



クボハゼ (写真⑬)
(環境省：絶滅危惧 IB 類、
宮崎県：絶滅危惧 II 類)



ルリヨシノボリ (写真⑭)
(宮崎県：準絶滅危惧)

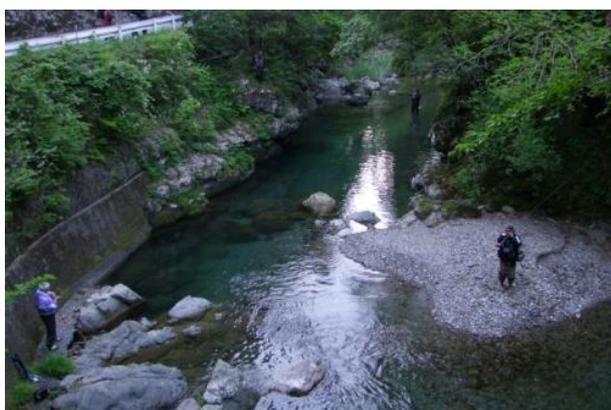
(7) 河川景観及び河川利用

五十鈴川の上流の美郷町黒木地区では、谷間を流れる溪流で山林に囲まれた景観をなし、毎年ヤマメ釣り大会（写真⑮）が実施されています。また、美郷町北郷宇納間では「うなま地蔵夏祭り」が開催され、五十鈴川にて魚のつかみ取りが行われる（写真⑯）など河川利用が盛んです。

中流では山間部を流下し、自然豊かな区間であり少ない平地を水田等耕作地として利用しています。

下流の平野部では門川町城屋敷地区に水田地帯が広がり、門川町随一の規模を誇る農業用かんがいの小園井堰（写真⑰）があり水利用されています。河口付近には南町、上町等の市街地が形成され川幅も広くなり悠然と流れる開放的な河川空間が形成されています。

五十鈴川には、アユ、コイ、ウナギ、サクラマス（ヤマメ）、モクズガニに共同漁業権が設定されています。



ヤマメ釣り大会（写真⑮）



うなま地蔵夏祭り（魚のつかみどり）（写真⑯）

（美郷町提供写真）



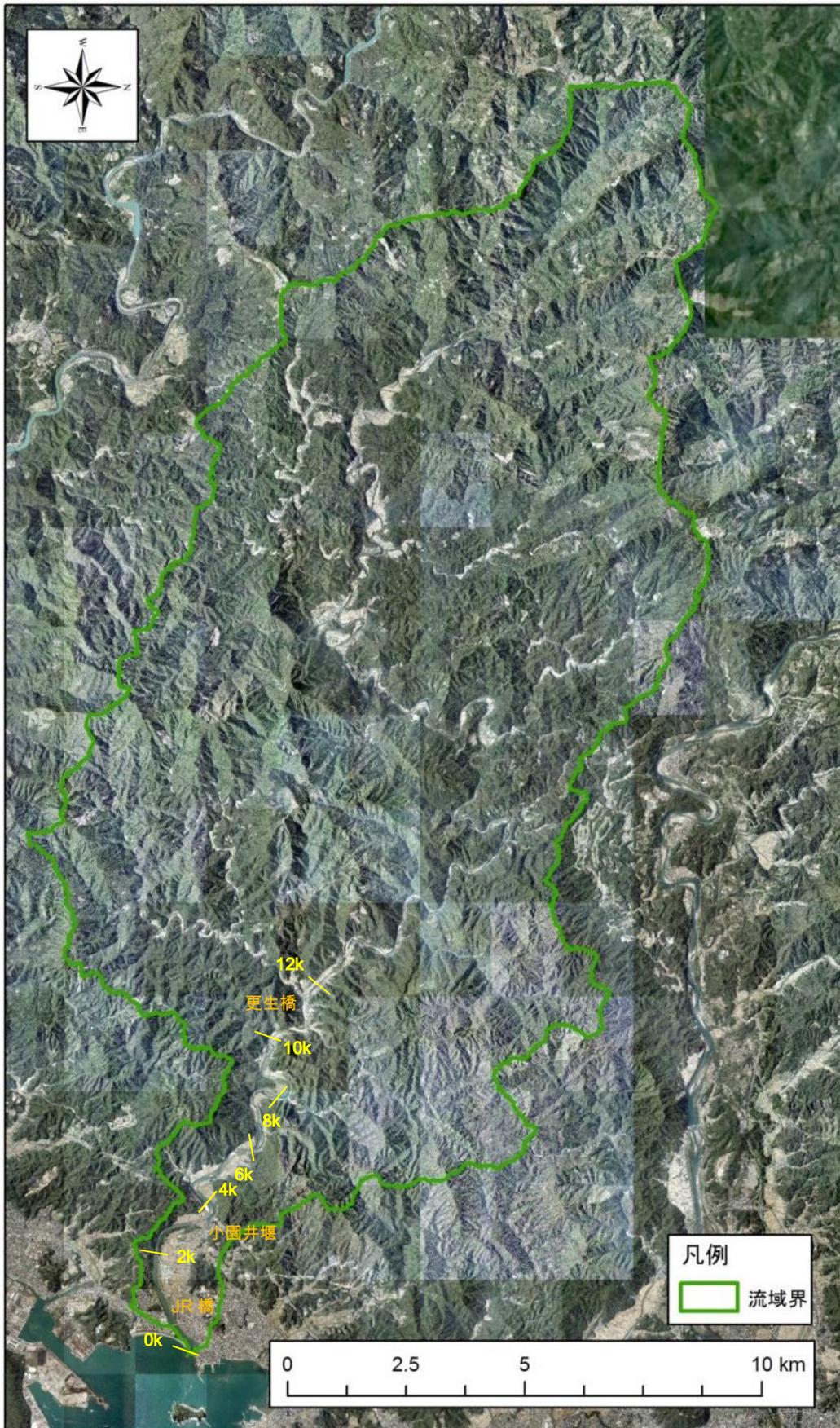
水辺環境調査（写真⑰）

（門川町立五十鈴小学校提供）



小園井堰（写真⑰）

（平成 27 年 9 月 18 日撮影）



五十鈴川航空写真（平成 25 年撮影）



更生橋付近 (11k400) (写真⑱)



分蔵大橋付近 (3k200) (写真⑳)



五十鈴川 河口部 (0k000) (写真㉑)

(8) 水質

五十鈴川の水質は、五十鈴橋、小園井堰において、近年の BOD75%値は 0.5~1.0mg/L 程度と低い水準で推移し、指定されているそれぞれの地点において、環境基準値（A類型）を満足しており、概ね良好な水質が確保されています。

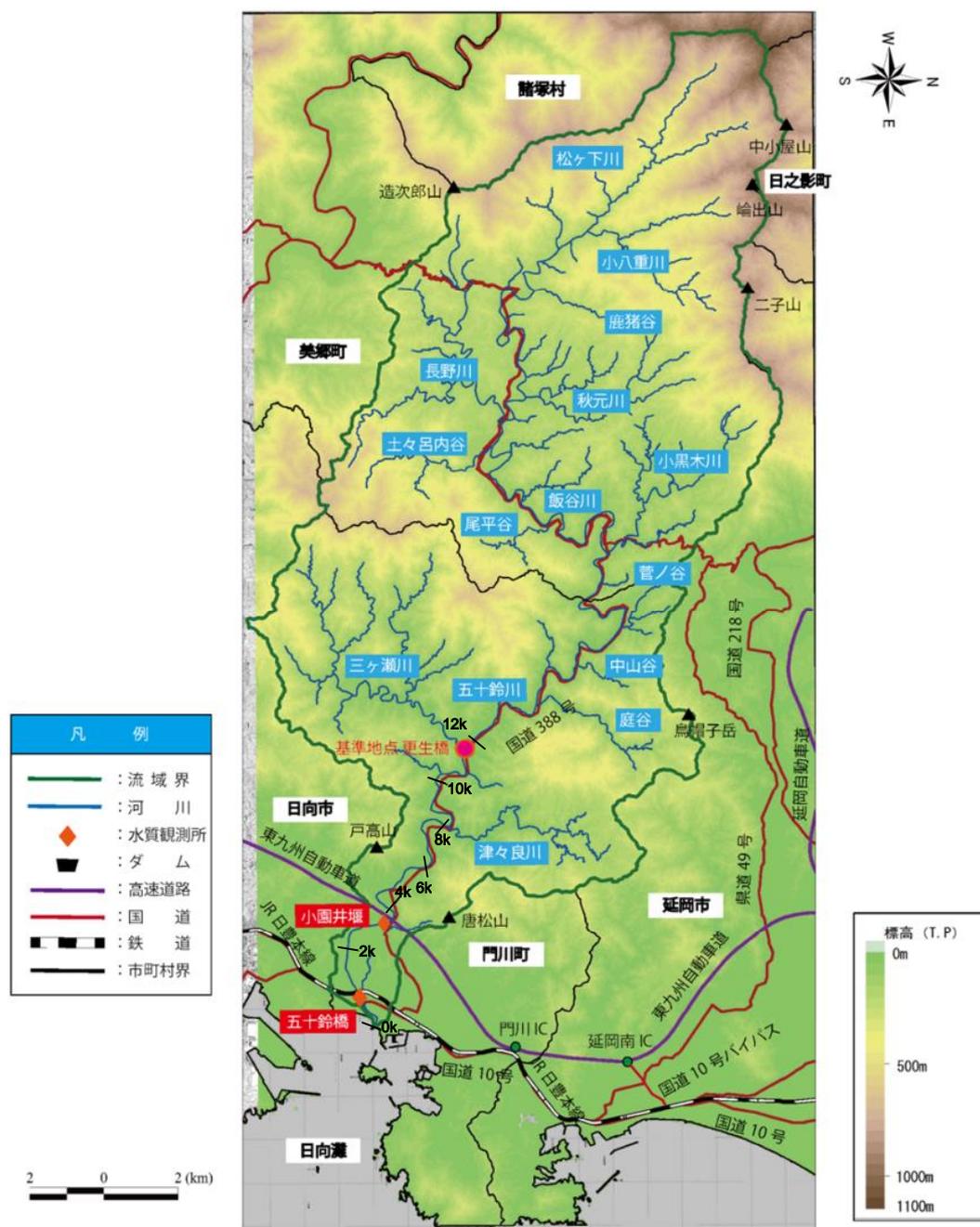


図 1-4 五十鈴川における水質観測地点

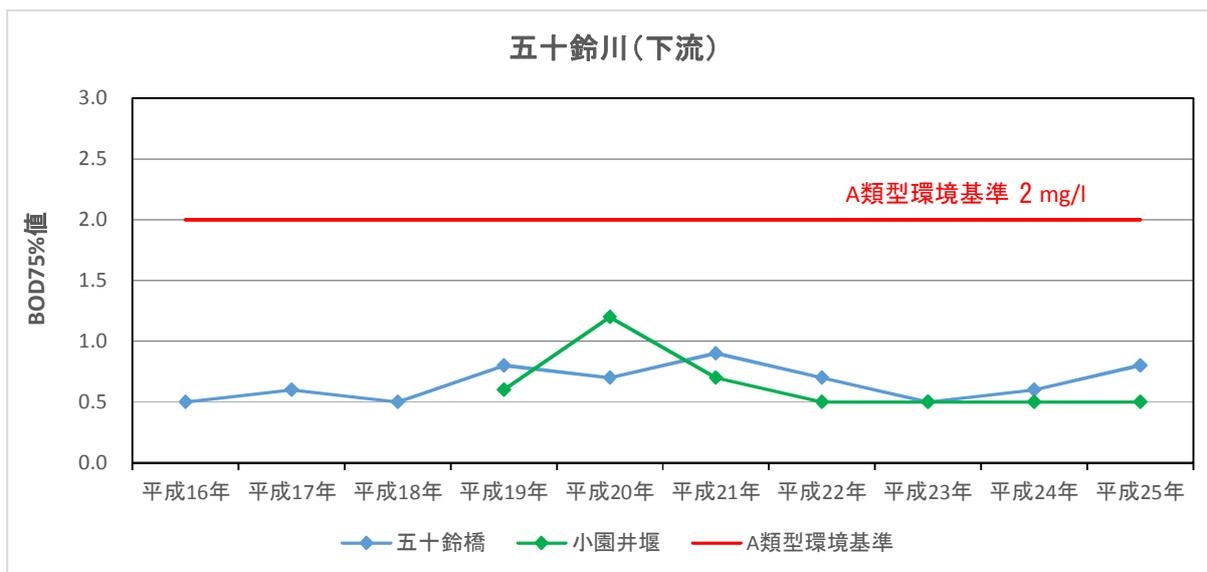


図 1-5 五十鈴川下流における水質 (BOD) の経年変化

1.2 治水の沿革

五十鈴川では、昭和 37 年度より小規模河川改修事業として河口地点から小園井堰地点間の築堤、掘削を行い、その後、平成 5 年 8 月出水を契機として平成 7 年より床上浸水対策特別緊急事業により、小園井堰地点より更生橋上流地点間の築堤、掘削を行い、平成 12 年度に完了しています。

五十鈴川では、事業完了の平成 12 年度以降も、平成 16 年台風 23 号被害（写真②③）や平成 17 年台風 14 号など河川からの氾濫による家屋浸水被害が発生しています。

表 1-2 五十鈴川水系における主な洪水被害

西暦	年号	浸水面積 (ha)	被災家屋数(棟)				備考
			床下	床上	半壊	全壊 流出	
1963	昭和38年	60.0	0	0	0	0	
1966	昭和41年	57.0	0	0	0	0	
1972	昭和47年	25.0	0	0	0	0	
1985	昭和60年	75.9	0	0	0	0	
1989	平成 1年	48.0	0	0	0	0	
1993	平成 5年	62.1	100	242	0	0	
1997	平成 9年	164.5	81	47	0	0	
2004	平成16年	617.9	137	70	0	0	
2005	平成17年	0.02	1	0	0	0	
2014	平成26年	89.7	2	0	0	0	
2016	平成28年	1.4	21	18	0	0	暫定値

出典：水害統計



五十鈴川中原橋付近（昭和 57 年 8 月台風 13 号・15 号）（写真②）

※「災害の記録（文献：21世紀への礎）」美郷町



五十鈴川更生橋付近（平成 16 年 10 月台風 23 号）（写真③）

1.3 利水の沿革

五十鈴川の河川水は、豊富な流量により年間を通して安定した流量を誇っています。この安定した水量と良好な水質を背景に農業用水や上水道用水として利用されています。



津々良井堰 (写真⑳)

(平成 27 年 9 月 18 日撮影)



中原用水頭首工 (写真㉑)

※頭首工施設状況実態調書 (美郷町)

表 1-3(1) 五十鈴川水系における水利権総括表 (支川を含む)

水利使用目的	河川名	水利権名	取水場所	かんがい面積 (ha)	許可水利権量 (m ³ /s)	備考
農業用水	五十鈴川	安者井堰	門川町大字川内字下庭谷 3909-丙地先(左岸)	13.10	0.096	許可水利権
上水道	五十鈴川	門川町上水道	門川町大字門川尾末 5442 番 2	—	0.024	許可水利権(給水人口 17,000 人)
農業用水	五十鈴川	取水堰	北郷村大字宇納間 4529	6.50	慣行水利権量	
"	五十鈴川	取水堰	北郷村大字宇納間 3216	7.00	"	
"	五十鈴川	取水堰	北郷村 8017	1.00	"	S29 災害復旧(補助) S30.3 改築
"	五十鈴川	取水堰	北郷村大字宇納間 276	7.47	"	S9.4 改築 S30.12 災害復旧(補助)
"	五十鈴川	取水堰	北郷村大字宇納間 6055	5.40	"	S2.3 改築
"	五十鈴川	取水堰	北郷村大字宇納間 8493~1	9.30	"	
"	五十鈴川	取水堰	北郷村大字宇納間 516	3.49	"	S26 災害復旧(補)
"	五十鈴川	取水堰	北郷村 4094	9.02	"	S27.8 改築
"	五十鈴川	取水堰	門川町門川尾末 5542	130.00	"	S28.3 災害復旧(補)改築
"	五十鈴川	取水堰	門川町大字川内 6289 の乙	53.40	"	S29.3 災害復旧(補)改築
"	五十鈴川	取水堰	門川町大字川内 3299	2.14	"	T4.4 S7.4 移築 S33.4 災害復旧(補)改築
"	五十鈴川	筋堰	北郷村大字黒木 105 の丙	6.50	"	S22 改築
"	三ヶ瀬川	取水堰	門川町大字川内 1808~乙	2.75	"	S27.3 災害復旧(補)
"	三ヶ瀬川	取水堰	門川町大字川内 1512-2	1.57	"	S25.3 災害復旧(補)にて改築
"	三ヶ瀬川	取水堰	門川町大字川内 1729~丙	1.83	"	S38.3 災害復旧(補)にて改築
"	三ヶ瀬川	取水堰	門川町川内 1273	0.23	"	
"	三ヶ瀬川	清水頭首工	門川町大字川内 1863	0.45	"	S32.3 災害復旧(補)にて改築
"	三ヶ瀬川	取水堰	門川町大字川内 1039	0.50	"	S32.3 災害復旧(補)にて改築
"	三ヶ瀬川	取水堰	門川町大字川内 2352	5.32	"	S27.3 災害復旧(補)
"	三ヶ瀬川	取水堰	門川町川内 17	1.20	"	
"	三ヶ瀬川	取水堰	門川町大字川内 2036	1.00	"	

表 1-3(2) 五十鈴川水系における水利権総括表（支川を含む）

水利使用目的	河川名	水利権名	取水場所	かんがい面積 (ha)	許可水利権量 (m3/s)	備考
"	三ヶ瀬川	取水堰	門川町大字 1658-3	0.20	"	
"	長野川	坂本堰	北郷村大字宇納間 2224~4	2.00	"	
"	長野川	取水堰	北郷村大字宇納間 2012	0.85	"	
"	長野川	取水堰	北郷村大字宇納間 2201~4	2.00	"	
"	長野川	取水堰	北郷村大字宇納間 2813	0.17	"	
"	長野川	取水堰	北郷村 3113-19	0.15	"	
"	長野川	取水堰	北郷村大字宇納間 2257	2.50	"	S23.2 改築
"	長野川	取水堰	北郷村大字宇納間 2259~2	3.58	"	
"	長野川	取水堰	北郷村大字宇納間 2296~1	2.25	"	S20.3 改築
"	長野川	取水堰	北郷村大字宇納間 2226~2	0.90	"	
"	長野川	取水堰	北郷村大字宇納間 1866	1.80	"	
"	長野川	取水堰	北郷村大字宇納間 1847	5.00	"	S27.11 改築
"	長野川	取水堰	北郷村大字宇納間 516	3.49	"	
"	小八重川	取水堰	北郷村大字宇納間 6306 の口	2.49	"	S8.3 改築
"	小八重川	取水堰	北郷村	2.70	"	
"	市ノ原川	取水堰	門川町大字川内 859	1.68	"	
"	市ノ原川	取水堰	門川町大字川内 242-2	0.20	"	S36.3.31 災害復旧(○)改築
"	市ノ原川	取水堰	門川町大字川内 422	0.87	"	S36.3 災害復旧(補)
"	市ノ原川	取水堰	門川町大字川内 374	0.30	"	30.3 災害復旧(補)
"	市ノ原川	取水堰	門川町大字川内 331-1	0.93	"	31.3 災害復旧(補)
"	市ノ原川	取水堰	門川町大字川内 475	0.45	"	37.3 災害復旧(補)改築
"	市ノ原川	取水堰	門川町川内 669	0.15	"	37.3 災害復旧(補)改築
"	市ノ原川	取水堰	門川町川内 737~イ	1.10	"	S28.4 災害復旧(補)
"	五十鈴川	大池揚水機	川内 7.062	8.65	"	
"	五十鈴川	安者堰	川内 3.188	21.00	"	
"	五十鈴川	取水堰	川内 5.090	2.00	"	
"	五十鈴川	取水堰	川内 5.381	1.50	"	
"	長野川	白木田堰	大字宇納間 3048-2	3.00	"	
"	長野川	下長野頭首工	大字宇納間 2677	3.00	"	
"	長野川	下長野頭首工	大字宇納間 3125-3	2.70	"	
"	長野川	下長野頭首工	大字宇納間 3020	2.50	"	
"	長野川	松田堰	大字宇納間 2007	0.12	"	
"	長野川	取水堰	大字宇納間 2028	0.20	"	
"	秋元川	下秋元堰	大字宇納間 1897	0.80	"	
"	秋元川	ツギノ原堰	大字宇納間 1910	1.20	"	
"	秋元川	取水堰	大字宇納間 4909-2	0.50	"	
"	秋元川	中角堰	大字宇納間 799	7.00	"	
"	五十鈴川	向ウナマ堰	宇納間 1769-1	1.80	"	
"	秋元川	取水堰	宇納間 3928	0.35	"	
"	秋元川	秋元堰	宇納間 4864	1.30	"	
"	秋元川	秋元堰	宇納間 1752	3.00	"	
"	小黒木谷川	詰ノ谷堰	大字黒木 1638~乙	0.40	"	
"	小黒木谷川	アラ田堰	大字黒木 1590-乙	2.20	"	
"	小黒木谷川	コノタイラ堰	大字黒木 1778	0.22	"	
"	小黒木谷川	松葉堰	大字黒木 1477 丙	1.30	"	
"	小黒木谷川	深田ノ原堰	大字黒木 1630-3	2.00	"	
"	小黒木谷川	天子ノ原堰	大字黒木 1661-2	4.10	"	
"	小黒木川	石出堰	黒木 1538-丙	2.30	"	

出典：許可水利権台帳（H25.12.27 時点）

2. 五十鈴川の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

2.1.1 洪水対策

五十鈴川の治水事業は、昭和 37 年度から河川改修に着手し、平成 12 年度に事業が完了しました。

しかしながら、平成 16 年 10 月と平成 17 年 9 月に立て続けに家屋浸水被害が発生し、特に平成 16 年 10 月では床上浸水家屋数 70 棟もの甚大な被害となりました。さらに、平成 26 年 6 月、平成 28 年 9 月には、河川からのはん濫により田畑等の浸水被害が発生しています。

以上のことから、五十鈴川水系では、治水対策を図り、洪水被害を軽減することが治水の課題です。

また、洪水による被害を最小限なものとするため、関係機関との連携を図り、水防体制の充実を今後さらに進める必要があります。

2.1.2 地震・津波対策

五十鈴川が注ぐ日向灘は、日本でも有数の地震・津波の常襲地帯である南海トラフ沿いに位置しており、過去には大小多くの地震・津波に襲われ、被害を受けてきました。国の地震調査委員会が平成 25 年 5 月に発表した長期評価によると、今後 30 年以内にマグニチュード 8 以上の地震が起こる確率は 60～70%と高く、本県における地震津波対策は喫緊の課題となっています。

このような状況のもと、五十鈴川においても大規模地震に対する堤防等河川管理施設の安全性を検証したうえで、必要な対策を実施するとともに、津波による被害防止に向け、樋門等の操作体制の更なる確立等、被災の防止・軽減を図る必要があります。

また、東日本大震災を踏まえて制定された「津波防災地域づくりに関する法律※（平成 23 年 12 月 27 日施行）」の枠組み等に基づき、関係機関と連携協力し、ソフト的な対策を進めるとともに、五十鈴川に係わる必要な措置を実施し、総合的な被害軽減を図っていく必要があります。

※津波防災地域づくりに関する法律（抄）（第 1 条目的より）

この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（以下「津波防災地域づくり」という。）を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防災施設の管理、津波災害警戒区域における計画避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

2.1.3 維持管理

河川は自然公物であるため、改修を実施した後も、土砂の堆積や樹木の繁茂等により流下能力が低下する場合や、河岸の侵食によって堤防や護岸などの施設の安定性に問題が生じる等、河道内で発生する様々な変化によって改修後の状態を維持できず治水安全度が低下することがあります。さらに堤防や護岸等の施設についても老朽化や劣化によって必要な機能を発揮できなくなる恐れがあります。

そこで、改修後も適切な維持管理やモニタリングを実施するとともに、計画立案の段階から改修後に発生する変化を予想し、改修に反映していくことが必要です。

また、堤防や護岸等の施設についても、定期的な点検と更新によって所定の機能を確保することが望まれます。

2.2 利水、利用及び河川環境の現状と課題

2.2.1 河川水の利用

五十鈴川は、安定した水量と良好な水質を背景に農業用水や上水道用水として利用されています。これまでに、水利用に関する渇水被害、水質汚濁等の大きな問題は発生しておらず、また五十鈴川水系を対象とした新規の利水計画も今のところありません。

このため、五十鈴川の良好な利水の現状を保全していくことが今後の課題です。

2.2.2 河川空間の利用

五十鈴川では、美郷町北郷地区での「お祭り」による水遊びや釣り大会のイベントをはじめ、門川町松瀬地区の「NPO 法人こどもの森」の活動による、いかだを利用した川の清掃や草刈りなどの水辺空間の保全活動の他、川の生き物調査など五十鈴川の自然にふれあいながら利用されています。

下流側の小園井堰上流では堰き止められた水面を利用して遊泳が行われているほか、下流へ向かって「五十鈴川ふれあい遊歩道」が整備され散策等が行いやすくなっています。河口ではシラウオ漁なども行われています。

このため、今後とも、地域との連携のもとに多くの人々が川にふれあい親しまれる水辺空間の保全・活用に努める必要があります。

2.2.3 河川環境

(1) 河川環境

五十鈴川流域は優れた自然環境が多く見られるとともに、源流から河口まで様々な生息・生育・繁殖環境を有しており、河川の生物相も多様です。

特に、五十鈴川では、魚介類の良好なハビタットとして中流域の連続した瀬・淵や下流域の干潟など、河川の流程に応じた多様なハビタットが形成されています。また、中流域では比高に応じてカワラハンノキ等の低木、ツルヨシ群落、たまり、礫河原などが分布し、河口域では塩沼植物、干潟、クロマツ植林、砂丘植物などが分布するエコトーンが形成され、相対的に豊かな生物相を育んでいます。一方で特定外来種として、小園井堰下流部でオオキンケイギク、中流域の周辺樹林でソウシチョウが確認されています。また、小園井堰より上流では回遊魚の確認が少なくなっており、魚道が設置されているものの、十分に機能していない可能性があります。

このように、良好な河川環境は今後も現状を維持していく必要がある一方、生物の多様性の保全のための対策が必要です。

(2) 水質

五十鈴川の水質は、良好な水質が確保されています。また、五十鈴川は水利権も多く、内水面漁業権もあり、今後も流域住民や関係機関と連携し、この良好な水質を維持していくことが課題です。

水質事故が発生した場合は、関係機関と調整を図り影響の軽減に努める必要があります。

3. 河川整備計画の対象区間及び対象期間

3.1 河川整備計画の対象区間

本計画の対象とする区間は、五十鈴川水系のうち宮崎県知事が管理するすべての区間とします。

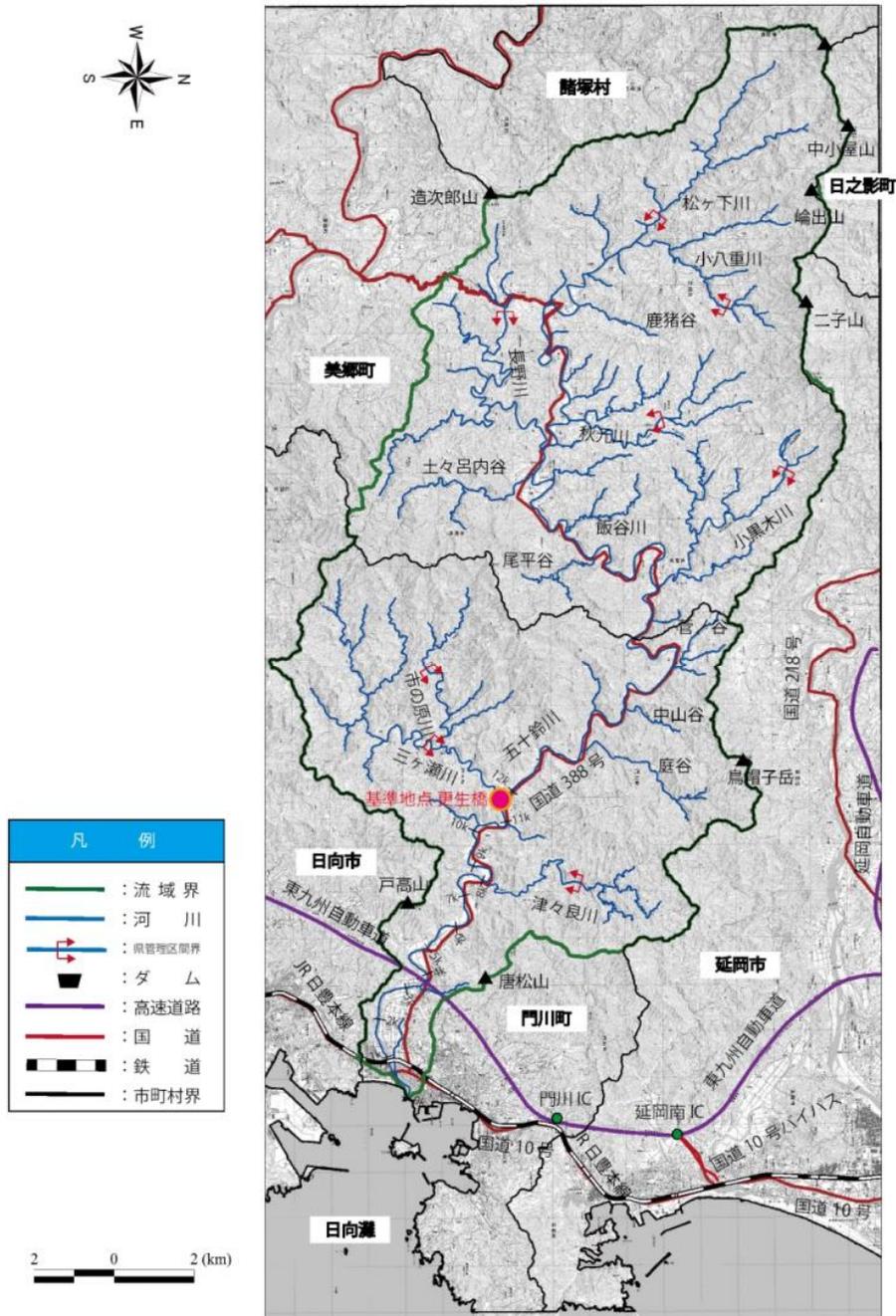


図 3-1 河川整備計画の計画対象区間

表 3-1 河川整備計画対象河川

河川名	指定区間延長 (km)
五十鈴川	46.5
支川 津々良川	3.4
〃 三ヶ瀬川	7.1
〃 小黒木川	6.1
〃 長野川	11.1
〃 秋元川	4.9
〃 小八重川	4.2

出典：「河川・砂防指定調書 平成 26 年 11 月 1 日現在」

3.2 河川整備計画の対象期間

本計画の対象期間は概ね 20 年とします。

本計画は、現時点の流域の社会経済情勢、自然環境状況、河道状況等に基づき策定されたものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進捗、災害等の変化により、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

4. 河川整備の目標に関する事項

4.1 河川整備計画における基本理念

本県における河川整備計画の基本理念は、「治水・利水・環境の総合的な整備を促進する」とします。

この理念に基づき、五十鈴水系河川整備計画においては、既往の洪水被害を河川整備により軽減することを主な目的として、流域や河川の現状を十分に把握したうえで、今後想定される土地利用や水利用の将来動向等を十分に踏まえ、関連する他事業との整合を図りつつ、整備に当たっての目標を明確にして、地域の方々や関係機関と連携を図りながら、河川環境に配慮した治水・利水対策を推進するものとします。

また、地域に根ざしたふるさとの川としてつくり育てるため、地元住民や関係機関と意見や情報を交換し、協働作業を通じて、河川景観の形成及び地域の個性にあった川づくりを行うこととします。

さらに、平成 23 年 3 月の東日本大震災の教訓を踏まえ、今後発生が危惧される南海トラフを震源とした大規模地震発生時への備えとして、耐震性能を確保した河川管理施設の整備や水門等の逆流防止のための適切な操作体制の確立等を早急に行い、津波による甚大な浸水被害の防止・軽減に努めることが求められます。加えて、関係機関との連携のもと、ソフト的な対策を進め、総合的な津波対策に取り組む必要があります。

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

五十鈴川については、過去の浸水被害履歴等を総合的に勘案し、平成 17 年 9 月洪水による家屋の浸水を防止することを整備区間の治水目標とします。

また、今後高い確率（70%程度）での発生が予測される南海トラフにおける地震（M8 以上）及びレベル 1 津波に対し、堤防等の河川管理施設に求められる機能の確保に努めます。

さらに、高潮被害が懸念される区間では必要な堤防高を確保します。

危機管理に関しては、関係機関と地域住民が連携・協力し、水防体制の確立、雨量・水位等の河川情報の地域住民への提供、ハザードマップ作成支援など、被害の防止・軽減を図ります。

また、河川管理施設は定期的に点検を実施し、機能が低下している場合は補修を行い、所定の流下能力が不足している場合は土砂の除去等に努めます。

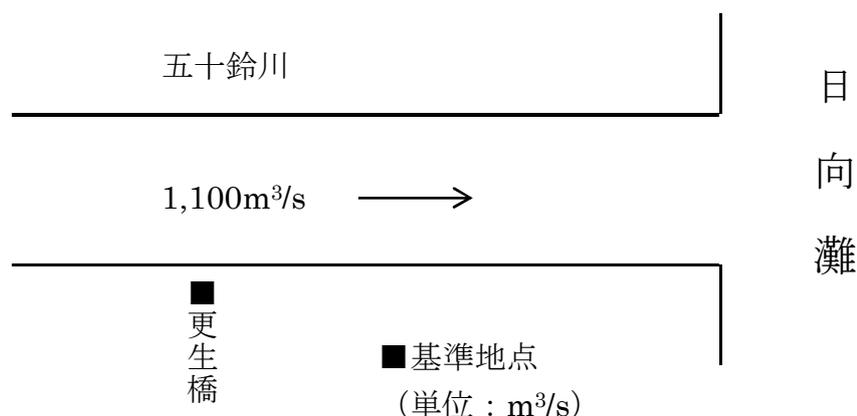


図 4-1 五十鈴川における整備計画の対象流量

4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用については、本整備計画の対象区間において、現在適正な取水が行われており、渇水被害は発生しておらず、河川環境等の問題は生じていないことから、この状態を維持するよう努めます。

また、流水の正常な機能の維持に必要な流量については、流況、流水の占用、流水の清潔の保持、動植物の生息・生育・繁殖環境の状況等を考慮し、今後、必要の生じた時点で、調査・検討のうえ定めるものとします。

4.4 河川環境の整備と保全に関する事項

五十鈴川流域は優れた自然環境が多く見られるとともに、源流から河口まで様々な生息・生育・繁殖環境を有しており、河川の生物相も多様です。特に、魚介類の良好なハビタットとして中流域の連続した瀬・淵や下流域の干潟など、河川の流程に応じた多様なハビタットが形成されるとともに、中流域では比高に応じてカワラハンノキ等の低木、ツルヨシ群落、たまり、礫河原などが分布するエコトーン、河口域では塩沼植物、干潟、クロマツ植林、砂丘植物などが分布するエコトーンなど多様な生物相を育む河川環境が特徴的です。一方で特定外来種であるオオキンケイギクやソウシチョウも確認されています。

そこで、現在の良好な河川環境の整備と保全のため、河川整備に当っては、住民や学識経験者等の意見を聴取し、長期的かつ広域的視点に立ち地域社会と一体となった整備と保全に努めていく必要があります。

また、外来生物の生育・生息が確認されており、今後の増加も懸念されるため、在来種への影響を及ぼさないよう継続的な監視と関係機関との連携した防除対策等が必要です。

河川空間の利用に関しては、流域における多様で豊かな自然環境や歴史・文化・風土など地域特性を踏まえ、地域と連携のもと、人々が川と触れ合い、親しめる水辺空間の保全、活用を目指します。

河川環境の整備と保全に関しては、河川及び流域の特性を十分踏まえ、治水、利水との整合を図りつつ、関係機関と連携し、河川環境として、河川が本来有している動植物の生息・生育・繁殖環境、その河川と人との関わりに配慮した整備と保全に努めます。

5. 河川整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する考え方

(1) 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

本計画の整備目標流量を安全に流下させる対策については、河床掘削、築堤、護岸等を行うとともに、日常の河川維持・管理により、堤防の決壊等による甚大な被害を防止します。

地震・津波対策については、堤防等の河川管理施設の耐震性能照査等を行ったうえで必要な対策を実施するとともに、水門等の操作体制の更なる確立等を図るほか、関係機関との連携のもとソフト的な対策を進めることで、総合的な被害軽減を図ります。

高潮対策については、津波対策とあわせて、必要な対策を実施します。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

適正な水利用を維持していくために、取水量等の把握及び指導を継続していきます。また、流水の正常な機能を維持するために河川利用者・関係行政機関・河川管理者等が連携して取り組んでいきます。なお、渇水が生じた場合は、関係機関と連携しながら、渇水に関する情報提供、情報伝達等の体制を整備し、その影響の軽減に努めるとともに、水利使用の調整が円滑に行える体制を整備します。

水質に関しては、地域住民及び関係機関と連携し、水質改善への意識向上を図るとともに水質事故対策の充実を図ります。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

河川空間の適正な利用については、地域住民に利用されている河川敷や、水遊び場や釣り場として利用されている河原や湛水域など、人と人、人と自然がふれあう空間について、その親水性が損なわれないよう維持、保全を図ります。

河川環境の整備と保全については、河道内の植生、瀬・淵などが、豊かな自然環境や景観を形成し、多様な生物の生息・生育・繁殖の場を提供していることから、それらを保全するため、環境の変化の把握などに努めます。

これらの河川整備は、それぞれの目標が調和しながら達成されるよう、また、風土や景観、動植物の多様な生息・生育・繁殖環境を重視し、総合的な視点で順応的に進めます。

さらに、計画・設計、施工、維持管理に関してコスト削減を図ります。

5.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の概要

5.2.1 洪水、津波、高潮等に関する整備

(1) 洪水対策

整備目標流量に対して洪水を安全に流下させることができない JR 日豊本線橋梁上流から更生橋上流の 10.5km 区間において、河床掘削、築堤、護岸等の整備を進めます。実施にあたっては、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、現在の河川環境を保全するように配慮するとともに、背後地盤の高さ、土地利用、過去の浸水被害を勘案して築堤の必要性を検討します。

また、必要に応じて専門家などの意見を聴きながらモニタリング調査などを行い、自然環境、生物の生息・生育・繁殖の場に配慮します。

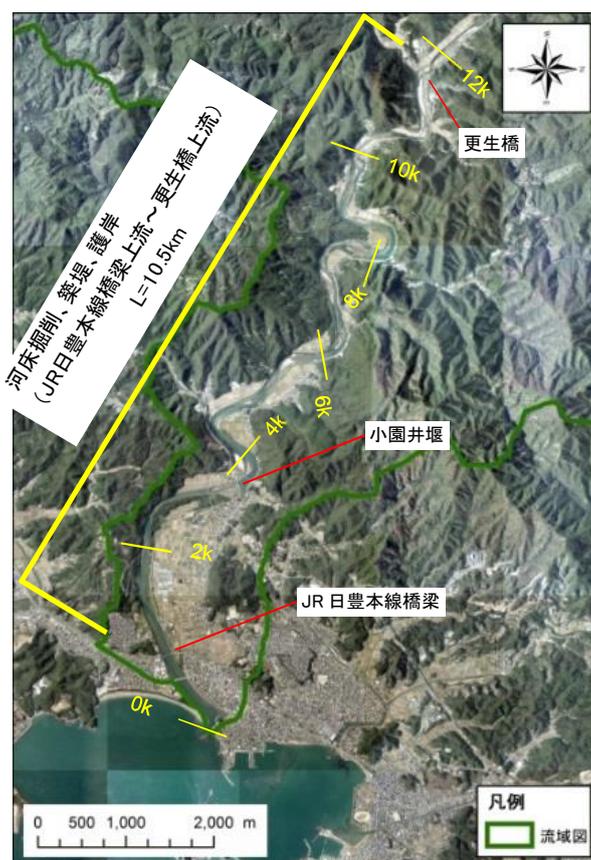


図 5-1 本整備計画における洪水対策整備区間

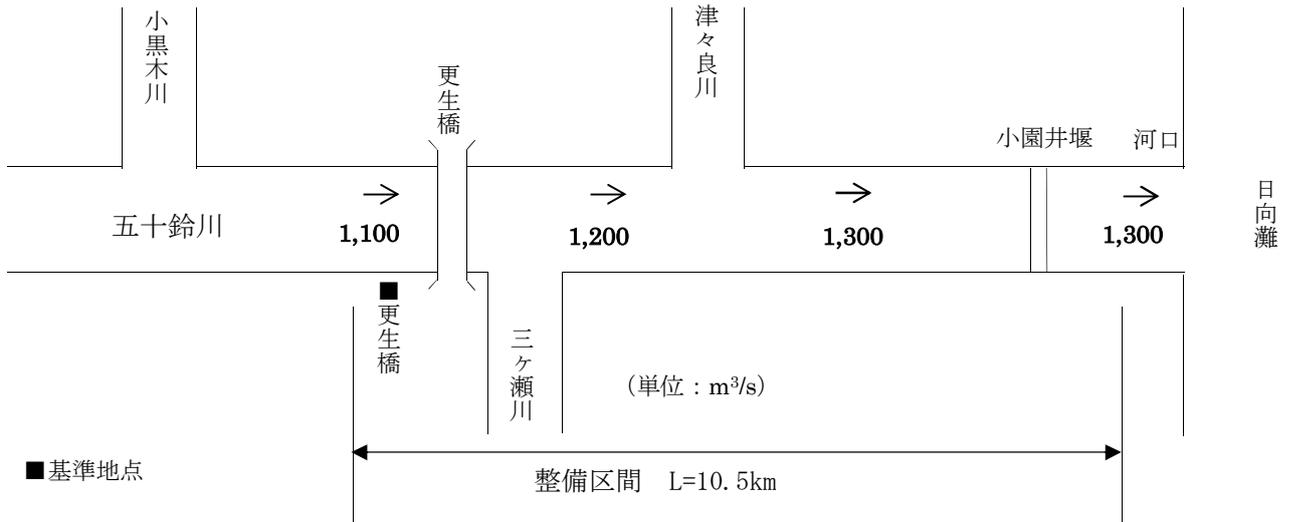


図 5-2 洪水対策整備区間 計画流量配分図

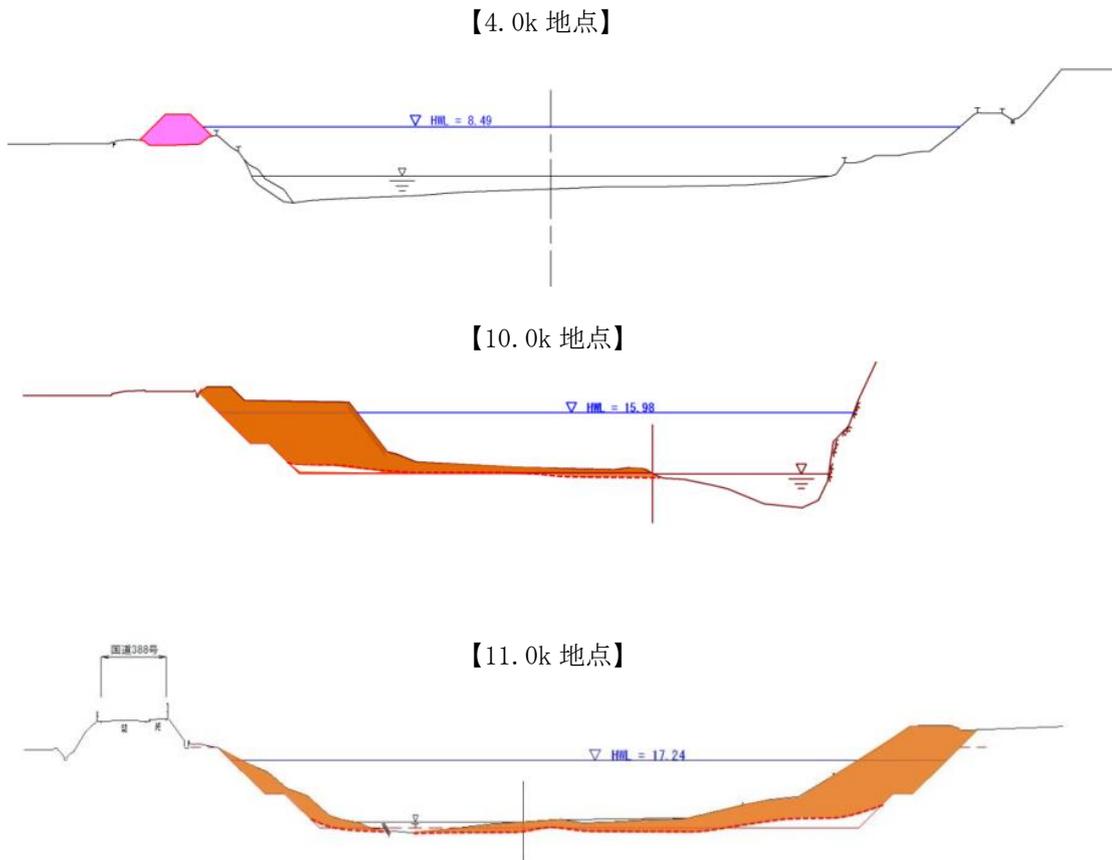


図 5-3 築堤・河床掘削の概念図

(2) 高潮、地震・津波対策

五十鈴川における南海トラフを震源とした地震及びレベル1津波対策は、津波遡上区間を施工対象範囲とし、樋門の自動閉鎖化、液状化対策などについて、効果や経済性などを考慮して実施します。また、高潮影響区間においては、レベル1津波対策と高潮対策を総合的に検討し、津波・高潮の両方に対して必要な構造物の高さを満たすよう堤防を整備する等、必要な対策を実施します。

さらに、設計規模を超える津波や高潮に対しても施設の効果を粘り強く発揮できるような堤防整備を行います。



図 5-4 五十鈴川における高潮、地震・津波対策の整備区間図

※事業実施時の詳細検討により整備延長及び整備内容が異なる場合があります。

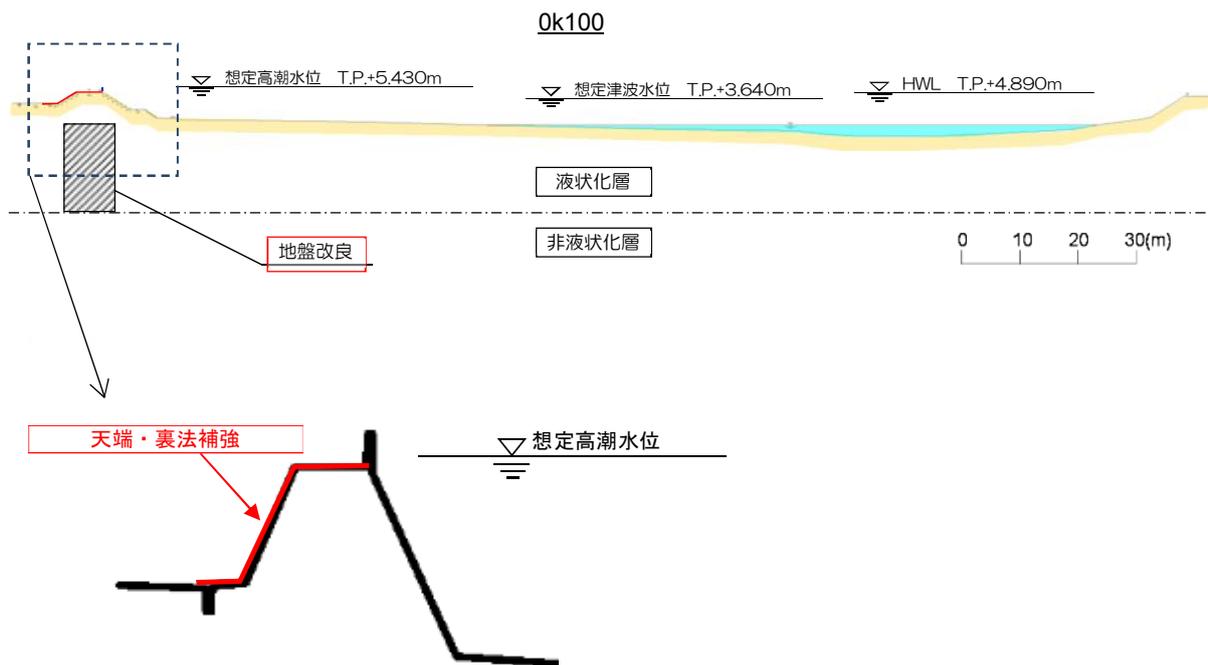


図 5-5 五十鈴川河道改修断面図

※事業実施時の詳細検討により整備内容が異なる場合があります。

(3) 局所的な対応

小規模な家屋浸水箇所については、緊急性や優先度を考慮し、被災箇所に応じた局所的な対応を行うことにより、家屋の浸水被害の防止又は軽減を図ります。

局所的な対応とは、小規模な家屋浸水箇所の対策として、輪中堤、特殊堤、河道掘削、河道法線形の是正、被災要因となった構造物の改築など、ネック箇所の解消を行い、流下能力の向上を図ります。

5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備

五十鈴川において、河川水の利用の現状を維持するとともに、動植物の保護、流水の清潔の保持等の配慮に努めます。

水質改善については、水質の向上を図るため、家庭内でできる負荷削減対策などに関する啓発活動等を関係機関と連携に努めます。

5.2.3 河川環境及び河川の利用の整備と保全に関する事項

五十鈴川の河川環境の整備と保全については、生物の多様な生息・生育・繁殖環境に配慮した良好な自然環境の保全や、地域住民の川や自然とのふれあいや潤いと安らぎの場としての機能にも配慮していきます。

また、河川改修、河川維持工事を実施する際には、工事中の濁水・土砂の流出防止や動植物の保全措置とそのモニタリングに努め、必要に応じて学識経験者の意見を聴きながら、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した多自然川づくりを行います。

河川利用については、今後も水遊びや釣り、散策等、住民の憩いの場として河川利用へのニーズ、周辺状況の変化等を踏まえ、関係機関及び地域住民と連携して河川維持に努めます。

5.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.3.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

河川の維持管理や災害復旧工事の実施にあたっては、治水、利水、環境の視点から調和のとれた川の本来の機能を維持することを目的として、地域の特性を踏まえつつ、関係機関や地域住民と協力して以下の施策を行います。

(1) 河川管理施設の維持管理・災害復旧

洪水や津波等による災害の発生を防ぐためには、既存の堤防、護岸、樋管等の河川管理施設の機能を十分に発揮させることが重要です。このため、河川管理施設の現有機能の把握・評価を行ったうえで、機能の低下を防止するための点検、補修を行います。

なお、河川管理施設の機能の低下、及び質的低下の原因としては、洪水等の外力による損壊と経年的な劣化や老朽化によるものがありますが、前者については河川環境に配慮しつつ、速やかに復旧対策を、後者については計画的に補修・改築等の対策を行います。

(2) 河道の維持管理

河道内に堆積した土砂等については、洪水時の流下能力を維持することを目的とし、河川巡視による堆積状況を把握し、必要に応じて周辺河川環境を考慮しながら、除去等の維持管理に努めます。

また、河道内に繁茂した植物については、洪水時の流下能力を維持するために必要な場合や、施設の維持管理に支障をきたす場合等に、それらの持つ浄化機能や生態系への影響を考慮しながら、必要に応じて伐採等を行うなど、適切な管理に努めます。

洪水後の局所洗掘や長期的な河床低下等については、河川巡視等により、回復状況に留意し、適切な管理に努めます。

(3) 洪水時等の管理

計画を上回るような大規模な洪水等の発生が予想される場合又は発生した場合には、宮崎県において組織されている県水防本部を中心として、その被害が最小限となるよう、関係機関と連携して水防管理団体を支援します。

5.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1) 河川水の利用

河川水の利用については、巡視や監視によりその実態を定期的に把握し、不正な取水等が確認された場合には、関係機関と調整の上、適切な指導を行います。

また、動植物の保護、利水等への影響がないよう、現在の河川の状態を極力維持するものとします。

(2) 河川の水質保全

五十鈴川並びにこれに流入する河川及び水路等の水質について、関係機関と連絡調整を密にし、水質汚濁防止法の遵守を呼びかけます。

水質事故が発生した場合は、状況の把握、関係機関への連絡、水質の監視、事故処理等を原因者及び関係機関と協力して行い、その影響の軽減に努めます。

5.3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川空間の利用、保全が適正に実施されるよう、適切な頻度で平常時の河川巡視を実施し情報の把握に努めるとともに、河川区域内の河川利用や河川環境及び景観などに配慮し、治水・利水・環境の視点から支障をきたさない範囲で適正な管理を行っていきます。

また、地域住民及び関係機関等と連携し、特定外来生物の防除対策にも留意し、良好な河川環境の保全・再生に努めます。

6. 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

6.1 河川情報の提供に関する事項

宮崎県総合河川砂防情報システムにより、雨量・水位情報をリアルタイムで収集し、インターネットや地上デジタル放送などを活用し、関係機関や地域住民へ提供することにより水防活動等を支援し、被害防止・軽減対策を迅速に行います。

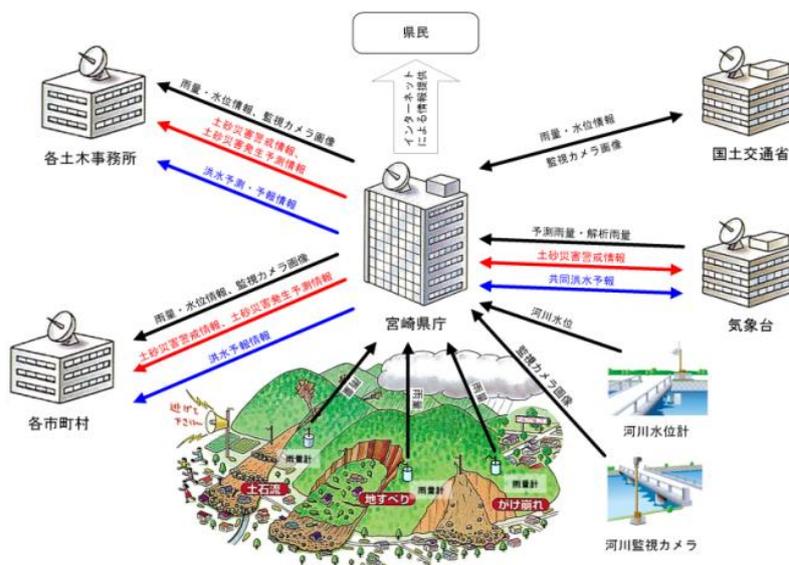


図 6-1 宮崎県総合河川砂防情報システムについて

さらに、関係機関との連携により、市町村が作成した避難経路等を記載した洪水ハザードマップ等の周知を支援し、計画を上回るような大規模な洪水の発生に対して極力被害を防止・軽減するように努めます。また、インターネット等により河川事業の紹介を行う等、河川に関する情報の提供を進め、河川事業の広報に努めます。

6.2 地域や関係機関との連携等に関する事項

洪水被害を防止・軽減するために関係機関と連携し、水防活動を支援します。

また、流域の視点に立った総合的な治水対策を行うため、関係部局との連携を図り、土地の改変に伴う流出量の増加を抑制するよう努めます。

さらに、水質の保全及び更なる向上を図るために、川自体の持つ自然の自浄機能を活かしつつ、流域から発生する生活系や農業系の汚濁負荷を低減するよう関係機関と連携し取り組みます。